

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法一体型)の公表について

株式会社ヨンキユウでは、次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法という。)および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法という。)に基づき、「一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法一体型)」を策定しましたので公表します。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

- 目標1 男性の育児休業等の取得率 50%以上とする。
- 目標2 法定時間外労働の時間数を1ヶ月 30 時間以内とする。
- 目標3 採用した労働者に占める女性の割合を事務職 50%以上、
現業職 20%以上とする。

各目標における取組内容は、添付ファイルをご参照下さい。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく、
株式会社ヨンキウ行動計画

女性の採用を増やし、男女を問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

2. 内容

目標1 男性の育児休業等の取得率50%以上とする。
取組内容
令和7年4月～
・育児休業等に関する相談等に対応するため、相談窓口について周知する。
・男性の育児休業等の取得対象者に対し、育児休業等の内容を周知徹底する。

目標2 法定時間外労働の時間数を1ヶ月30時間以内とする。
取組内容
令和7年4月～
・残業会議で週単位の残業時間外数を個者別に把握する。
・残業時間の多い者は、シフト替え等により残業時間数を減少させる。
・出勤・退勤時間に問題ある者に対しては個別に指導する。

目標3 採用した労働者に占める女性の割合を事務職50%以上、現業職20%以上とする。
取組内容
令和7年4月～
・女子学生からの応募を募るため、就職説明会等で積極的な広報活動を行う。
・女性採用に向け大学との連携やインターンシップを実施する。
・中途採用についても女性でも活躍出来る部署であることを強調し応募者を増加させる。